



岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症 岩手緊急事態宣言実施中!

全国各地でデルタ株による「爆発的感染拡大」が生じ、非常に危機的な状況です。

新規感染者数を徹底的に抑え込むため、盛岡市全域を対象に8月30日から9月12日まで、**県独自に飲食店に対する営業時間短縮を要請します。**

LINEで友だちになって最新の情報を確認しましょう!

県公式 LINE



(岩手県-新型コロナ対策パーソナルサポート)

県民の皆さまへ

- 手洗い、常時マスク、咳エチケットなど、基本的な感染対策の再徹底をお願いします。
- 不要不急の外出の自粛をお願いします。
- 都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などの自粛をお願いします。
- 午後8時以降、営業時間短縮要請がなされている重点対策区域(盛岡市全域)の飲食店などでの飲食は控えてください。

新型コロナウイルス感染症かも…と思ったら

かかりつけ医に電話しましょう。かかりつけ医がいない場合や夜間・休日は受診・相談センターに電話しましょう。

受診・相談センター TEL: **019-651-3175** (FAX 019-626-0837) ※24時間対応(土日祝を含む)

盛岡市内の飲食店などの皆さまへ

営業時間短縮などの要請

- 営業時間の短縮をお願いします。
(営業時間は午前5時から午後8時まで)

期間: **令和3年8月30日(月)から9月12日(日)まで**
(期間内に岩手緊急事態宣言を解除した場合は解除の日まで)

対象: **食品衛生法第52条に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗**

(対象外: 宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニなど)

※時短要請にご協力いただいた事業者には、協力を支給します。

- 飲食店(カラオケボックスを除く)などは終日、カラオケ設備を利用しないようお願いします。
- カラオケボックスは終日、酒類の提供(酒類の持ち込みを含む)を行わないようお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金のご案内

■支給要件(概要)

- 営業時間短縮要請の対象店舗であること。
(令和3年8月29日(日)以前から営業していること。)
- 要請期間中の全ての日において、午後8時までの営業時間短縮要請にご協力をいただいていること。ただし、準備期間を要する場合は、遅くとも令和3年9月1日(水)までに開始してください。
(協力金の支給は、期間中の要請にご協力いただいた日数分となります。)
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底していること。
- 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)に規定する暴力団員などではないこと。

■支給額

中小企業など/ 1日の売上高(※)	約8.3万円以下	約8.3万円超~25万円	25万円超
支給額	2.5万円/日	売上高の3割/日	7.5万円/日

※前年度または前々年度の売上高

大企業など/1日当たりの売上高減少額の40%
(1日当たり「上限20万円」または「売上高×0.3」のいずれか低い額)

■申請

期間: **令和3年9月13日(月)から10月31日(日)まで**

※早期申請の受付について

要請期間の終了前に、中小事業者の方には協力金の一部を早期給付します。

【早期給付額】 2.5万円(1日当たりの下限額)×7日分=17万5千円

【早期申請受付期間】令和3年8月30日(月)から9月10日(金)まで

※申請は郵送、電子申請で受け付けます。

■問い合わせ先

岩手県新型コロナウイルス感染拡大防止
協力金コールセンター

TEL: **019-629-6918**

受付時間: 午前9時から午後5時まで(平日のみ)

※8月29日(日)、9月4日(土)・5日(日)は受付します。

詳しくは



中小企業などの皆さまへ

現在支給を進めている中小企業等への支援金(地域企業経営支援金)の支給限度額を、10万円引き上げます。

1店舗等当たり最大**30万円**→最大**40万円**

飲食店のほか、卸売業、小売業(無店舗営業を含む)、宿泊業、その他サービス業(フリーランスを含む)も対象です。

■問い合わせ先

地域企業経営支援金事務局

TEL: **019-654-2390**

受付時間: 午前9時30分から午後5時まで(平日のみ)

詳しくは

岩手県政策企画部広聴広報課

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 TEL.019-629-5283 FAX.019-651-4865
[ホームページ] <https://www.pref.iwate.jp>